

財務省告示第四百五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十九年十一月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日  
財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第二百六 十二回）	平成十九年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十九年法律第 二十五号）第二条第一項並びに 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項、第四十七条及び附則 第七十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に進行される入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し



六

イ

発

入 価 入 価  
札 格 行 札 格  
発 競 発 競  
行 争 額 行 争

口

札 非  
発 競  
行 争  
入

八

争 非 者 特 国  
入 価 ・ 別 債  
札 格 第 参 市  
発 競 加 場

百 国 条 特 十 国 条 特 十 い に 法 百 に 規 九 額 た 条 特 九 債 の 例 政 う 億 額  
 四 債 の 別 五 債 の 別 八 て 基 附 三 つ 定 十 で 利 第 別 十 に 規 等 運 ち 円 面  
 十 に 規 会 億 に 規 会 億 は づ 則 億 い に 五 八 付 一 会 九 つ 定 に 関 の 平 金  
 三 つ 定 に 六 っ 定 に 七 、 き 第 三 て 基 万 千 は づ 、 き 、 百 に 規 関 の 五 成  
 億 い て 基 八 っ 基 八 百 面 行 十 三 、 き 、 百 に 規 関 の 五 成  
 円 、 づ す 万 円 額 面 金 し た 利 第 一 五 万 円 二 千 九 百 九  
 額 き る 法 面 金 行 律 第 四 十 七 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九  
 面 発 行 第 四 十 七 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九  
 金 行 第 四 十 七 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九  
 額 た 利 十 七 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九  
 千 付 七 四 付 七 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九  
 五 付 七 四 付 七 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九 十 五 万 円 二 千 九 百 九





十 十 十  
九 八 七

払 者 入 払 元  
込 者 札 場 利  
期 者 参 所 金  
日 加 加 支

平 財 日  
成 務 本  
十 大 銀  
九 臣 行  
年 か 通  
十 通 知  
一 知 を  
月 受 け  
十 け た  
五 者  
日